

福老福祉医療費受給券の送付について

令和6年8月1日からお使いいただく福祉医療費受給券をお送りいたします。

○ひと月あたりの医療費について

ひと月の医療費の合計（県内・県外受診を問わず全ての医療機関（院外薬局含む））が下記の限度額を超えたときは、**申請により**市から払い戻しできます。

低所得老人の受給券をお持ちの方は非課税世帯に該当します。

区分	外来	入院+外来（個人又は世帯）
課税世帯の方	18,000円	57,600円
	《年間上限》144,000円	《多数回該当者》44,400円
非課税世帯の方	8,000円	24,600円


※県外受診の場合は、受給券は使用できません。一

旦、保険診療の自己負担分をお支払ください。申請により、後日払い戻しをいたします。

○受給券の取扱いについて

受給券裏面の注意事項をご確認ください。

受給券（表）

滋賀県内のみ有効	
福老福祉医療費受給券	
福祉番号	受給者番号
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	から まで
発行機関の長及び印	滋賀県 大津市長 
交付年月日	
自己負担割合	

大津市健康保険部保険年金課 電話 (077) 528-2653

受給券（裏）

注意事項

- この券は、県内の保険医療機関等で医療を受けたとき、医療費の自己負担相当分（ただし、健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による一部負担金を除く。）を公費負担されるための券です。大切に保持してください。
- 保険医療機関等で受診するときは、被保険者証又は組合員証に必ずこの券を添えて提出してください。
- この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出るとともに、受診中の医療機関等にも届け出てください。
- この券を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 市外に転出するなど、受給者（助成対象者）の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。
- この券では、予防接種、健診、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代及び室料差額等の経費は、公費負担されません。
- この券は、他人に譲り渡すことはできません。

○このようなときは保険年金課または最寄りの支所までご連絡・お届けください。

- ご加入の健康保険が変わったとき（社会保険から社会保険への変更の方のみ）
- 生活保護を受けることになったとき
- ひとり暮らしでなくなったとき（高齢寡婦の方）
- 税の修正申告をされたとき
- 大津市外に転出されたとき

※その他利用方法、県外で受診したとき等のお手続きなどの詳細は、大津市役所健康保険部保険年金課ホームページに記載しております。右記のコードをお読み取りいただくことでホームページにアクセスできます。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】大津市役所 保険年金課 医療助成係 〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2653（直通）/FAX 077-525-8887